

第 2 回  
地域自治組織等小委員会  
会 議 録

平成 1 6 年 5 月 2 1 日

十勝中央合併協議会

# 第2回地域自治組織等小委員会

## 議事日程

第2回地域自治組織等小委員会

(平成16年5月21日 11時00分 開会)

日程第1	開会	3分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	3分
日程第3	総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について	3分
	3町村の現在の自治組織の検討状況について	12分
日程第4	閉会	14分

# 会 議 録

## 第2回地域自治組織等小委員会

1. 開催年月日 平成16年5月21日
2. 招集の場所 更別村社会福祉センター大ホール
3. 開会 5月21日 11時00分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (11名)  
委員長 更別村 渡辺春雄  
副委員長 幕別町 多田順一  
幕別町 西尾治 本保証喜 吉村学  
更別村 江本信吉 林中建夫 水口光浩  
忠類村 邊見敏夫 帰山孝夫 森徹
6. 欠席委員 (1名)  
忠類村 杉坂達男
7. 事務局  
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛  
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
8. 案件  
総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について  
3町村の現在の自治組織の検討状況について
9. 会議録署名委員の指名  
幕別町 多田順一 吉村学
10. 傍聴人 (3人)

# 議事の経過

(平成16年5月21日 11:00開会)

## [開会]

議長(渡辺春雄) 第2回地域自治組織等小委員会を開催するにあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただ今、協議会に引き続きまして、大変お疲れのところ、申し訳ございませんけれども、お手元に本日配布致しました議事日程に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、委員の半数以上の出席がありますので、小委員会規程第6条第2項の規定により、ただ今から、第2回地域自治組織等小委員会を開催致します。

ただちに、本日の会議を開きたいと思えます。

## [会議録署名委員の指名]

議長(渡辺春雄) 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、幕別町の多田委員、吉村委員を指名致します。

## [諸般の報告]

議長(渡辺春雄) 諸般の報告を致します。

事務局より諸般の報告をお願い致します。

上野次長。

次長(上野寛) 諸般の報告を致します。

本日の会議に、忠類村の杉坂委員から欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

## [総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について]

議長(渡辺春雄) 日程第3、「総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について」を議題と致します。

事務局より説明申し上げます。

上野次長。

次長(上野寛) それでは、日程第3、「総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊資料の1ページをお開き下さい。

資料の つきましては、「新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。」という、第3回協議会における決定事項を踏まえまして、総合支所をベースに、地域自治組織の選択肢について整理をしたものでございます。

整理の考え方としましては、地方自治法に基づく『既存制度活用型』、合併特例法に基づく『地域審議会型』、改正自治法に基づく『一般制度としての地域自治区型』、改正特例法及び新法で新たに制度化される『合併に際しての地域自治区型』及び『合併特例区型』の五つのパターンを基本型として整理してございます。

次に、総合支所の事務所の長は、一般職が基本ではございますが、新町において地域の声を反映させていくこと及び住民との連携を強化していくためには、特別職の存在が重要であり、また、地域においても特別職を要望する声が強いのではないかということ想定致しまして、それぞれの基本型につきまして、総合支所の事務所の長を一般職とする場合と、特別職とする場合とで分類し、全部で12の選択肢を掲載してございます。

なお、特別職につきましては、「助役を置き、支所長の職務を事務取扱<sup>とりあつかい</sup>」としておりますが、通常、事務取扱は、職員が欠け、または長期出張の場合、その職を同等以上の職にある者が、その職務を当該欠員が補充され、または出張期間が終わるまでの間、司<sup>つかさど</sup>る場合の呼称でございます。このケースが実際に可能かどうかにつきましては、さらに調整が必要となるものでございます。

それでは、表に従いまして、上から順に説明をさせていただきます。

まず、『既存制度活用型』でございますけれども、地方自治法の規定に基づき、附属機関<sup>ふぞく</sup>として設置するケースでございます。

先ほど申し上げましたとおり、総合支所の長を一般職とする場合と、助役を置き支所長の職務を事務取扱とする場合の二通りを記載してございます。ここに対応する協議会としましては、仮称で「地域住民会議」と記載してございますが、市町村の附属機関となるものでありますので、この場合、設置期間の制限はございませんので、永年ということになります。

なお、備考欄には、総合支所に地域振興担当を配置することを想定致しまして記載してございます。

次に、『地域審議会型』でございます。こちらも、上記と同様に、二通りのケースで記載してございます。

地域審議会は、「合併町村の長の諮問<sup>しもん</sup>に応じ意見を述べること。」あるいは「必要に応じ合併町村の長に意見を述べること。」を基本的な役割として有してございますが、市町村建設計画とのかかわりが深いことから、設置期間は、建設計画の期間に合わせた期間とすることが適当とされており、おおむね10年間の目安となるものと考えてございます。

設置期間満了後の選択肢としましては、はじめの『既存制度活用型』と次の『一般自治区型』という、いずれも地方自治法に基づく制度が想定されるところでございます。

続きまして、一般制度としての地域自治区でございます『一般自治区型』でございます。こちらも上記と同様に、二通りのケースで記載してございます。

地方自治法では、「地域自治区には事務所と地域協議会を置き、事務所の長は事務吏員とする。」と定められておりますが、事務所は、基本的に市町村長の権限に属する事務を分掌することとなっておりますことから、事務所の長につきましては総合支所の支所長が兼ねることができるということで、斜線を引いてございます。

以下、斜線を引いている部分につきましては、兼ねて設置することにより不要となるものでございます。

地域協議会の設置期間につきましては、特に制約はございませんので、永年として記載してございます。

次に、合併に際して設置する地域自治区であります『合併自治区型』についてでございますが、この場合は、事務所の長にかえて区長を置くことができ、特別職で、助役は兼務できないとされておりますことから、のケースが想定されるところでございます。

この場合の地域自治区は、「合併関係町村の協議で定める期間に限り設けることができる。」となっておりますことから、地域協議会の設置期間は、新町建設計画の期間が一つの考え方の目安となるものでございます。設置期間満了後の選択肢としましては、『既存制度活用型』と『一般自治区型』が想定されるところでございます。

次に、『合併特例区型』でございます。合併特例区の手事務所は法人としての執行機関でございますことから、支所機能を有してございません。従いまして、支所と合併特例区の手事務所がそれぞれ必要となるものであります。

また、「合併特例区の長は、特別職の地方公務員となり、助役または支所長と兼ねることができる。」こととなっておりますことから、からまでの3パターンが想定されるところでございます。

合併特例区協議会の設置期間は5年以内とされており、設置期間満了後の選択肢としましては、上記と同様に、『既存制度活用型』、『一般自治区型』が想定されるところでございます。

なお、『合併特例区型』の場合は、合併特例区事務所が地域振興を担当するものと想定しまして、記載してございます。

続きまして、2ページの『地域自治組織における協議会等の形態例』、こちらをご覧頂きたいと思っております。

こちらは、1 ページの内容を協議会の形態別に整理したものでございます。

『名称』、『設置根拠』、『設置期間』は省略させて頂きまして、『権限』の欄をご覧頂きたいと思います。

『権限』につきましては、「町長その他の機関より諮問された事項について意見を述べることができる。」あるいは「必要と認める事項について意見を述べることができる。」ということが、それぞれの協議会に共通している事項でございますけれども、合併特例区協議会につきましては、合併特例区に関する事務や予算についての同意権を有することが、ほかと大きな違いでございます。

次に、『構成員の定数』についてでございますが、いずれも「15 人以内」と記載しております。

先進事例と致しまして地域審議会の設置を決めている場合には、議論を行うことのできる範囲として15 人以内としている事例が多く見られますことから、このとおり記載したものでございます。

次に、『構成員の任期』でございますけれども、地域住民会議及び地域審議会の構成員につきましては、町村または合併関係町村の協議で定めることとなり、地域協議会の構成員につきましては、法で4 年以内とされておりますが、合併自治区の区長の任期が2 年以内とされておりますことから、構成員の任期につきましても2 年と想定したものでございます。

合併特例区協議会の構成員につきましては、法で2 年以内とされているものでございます。

『構成員の選任方法』でございますが、協議会の構成員の選任にあたりましては、町村長が選任するわけでございますけれども、地域の多様な意見が反映できるようにするという、そういう構成になるような配慮義務が課せられておりますので、各種団体の代表、公募といったところから、バランスよく選ぶようにすることが想定されるところでございます。

『構成員の解任方法』、右にまいりまして『会長及び副会長の選任方法及び解任方法』につきましては、一般的に想定される内容を記載してございます。

なお、備考欄には、協議会の事務局となることが想定されます担当を記載しており、「地域住民会議」から「地域協議会」までは総合支所、合併特例区協議会につきましては、合併特例区事務所としたものでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

議長（渡辺春雄） 説明が終わりましたので、これより、ご意見を伺いたいと思います。ご質問ないでしょうか。

江本委員。

委員（江本信吉） 12 パターンのあれがあるんですが、『既存制度活用型』、これと『一般自治区型』ですか、これは、法的根拠は『既存制度活用型』については、

現行の地方自治法でやれるという制度ということで解釈をしていいのか。

あと、『一般自治区』については、今回の地方自治法の改正で、やれということのようなことで区分けして載せたということでしょうか。

ちょっとその辺、お願い致します。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） 今のご質問についてでございますが、『既存制度活用型』については、現行の地方自治法に基づく制度という考え方でございます。

三つ目の『一般自治区型』につきましては、自治法の改正に基づく制度を活用した場合の考え方でございます。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） もう1点ですね。

予算的な裏付けといたしますか、この12パターン全部、独自で『合併特例区』を除いて以外は全部同じと。『合併特例区』については財源移転ですか、かなり予算的な面では権限があると。

あと四つについては、すべて新町の町長といたしますか、基礎自治体の予算の中でやっていくというようなことで解釈してよろしいでしょうか。

次長（上野寛） 上から、『既存制度活用型』から『合併自治区型』、これにつきましては、要するに町村の附属機関なり、総合支所としての活用でございますので、合併町村の財源に基づいての予算の執行というような形になります。

一番最後の『合併特例区型』につきましては、お話しのとおり、特例区で合併町村からの移転財源に基づいての執行できる余地を持っているということでございます。

議長（渡辺春雄） ほかにありませんか。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） 例えば、『合併自治区型』を選定した一つの町があったとします。そうすると10年後に、ここでは、「設置期間満了後の選択肢」として、ということになっておりますけれども、しかし、全体の町域で、例えば『一般自治地区型』は、全町になければならないということになっておりますけれども、には移行できないのではないかと思うのですけれども。

そこら辺は、どういうことになりますか。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） 自治法に基づきます一般制度としての『地域自治区型』につきましては、合併後の町村におけます条例等に基づきましての設置が可能ですので、あくまでも合併に際して設置する『合併自治区型』、あるいは『合併特例区』については、合併に際してということで、5年、あるいは10年後の選択肢としては出てまいりませんが、地方自治法に基づく制度としましては、『既存制度の活用型』

と『一般自治区型』が選択肢としてございます。

『一般自治区型』につきましては、合併関係町村のエリアをカバーして設置をするという、そういう制度になってございます。

議長（渡辺春雄） 飯田班長。

班長（飯田晴義） 確かに帰山委員がおっしゃるとおりですね、『一般自治区』につきましては、新町のエリアをすべて網羅しなければ設置できないということに、今、なっております。

従いまして、ここの選択肢としてはですね、今の状況でいきますと、幕別、更別、忠類すべてに設置をするという場合もありますことから、選択肢として掲げているということでございます。

議長（渡辺春雄） 帰山委員。

委員（帰山孝夫） 具体的にいうと、返事はすぐに返るんだと思うのですが、ここで固有の名詞をあげると、ちょっと差し支えがあるので言えないので、どうも、聞く方も我が意を得たりという言葉が出ないので困るのですが、

例えば、『合併特例区』というようなことがありまして、非常に私どもは期待をしたわけですが、いろいろな物の本を読むと、それほどという幻想を持たないのではないかと、ということもあります。

私ども、合併止むなしというようなことを想定した中では、やはり自立していてもとても大変だと。前途に交通止めになって、迂回する道がないのだというようなところまでいってしまって良いのかというようなことから、やはりその以前に、もう少し良い方法はないのかということで検討したわけでありますから。

ただ、早く一体性を持たなければならないという考え方は当然持っております。そうすると、一国多制度というのですか、そのような形でいつまでもいいかということが、当然心配されるわけでありまして、いずれは新町の全体が町民だということに、いかに近づけるかというのが問題なのですよね。

そこで、先進の事例を見ますと、周辺地域が非常に寂れると。これに対して歯止めができないかということで、実は私も、この『合併特例区』ができたときに、これは非常に良い制度だということで、一応、飛びついてみましたが、ずっと考えてみますと、なかなか、与えられる業務の内容が、必ずしも『合併特例区』を選択して良いか悪いのかということも問題がありますので、こういうふうにパターンを示して頂きますと、当分はこうする、しかし、近い将来はどうなるのかというようなことをこれ、考えられますんでね、こういった資料をどんどん出して頂くということは、非常に良いことだと思います。

今、一番心配になるのは、新町全体の区域でやるものでなければ『一般行政区』が持てない。そのときに、例え『合併特例区』を選ぶだとか、それから合併によるその『自治区』を選ぶ。その期限後にそうやってなったときに、一体性にとけ込め

ないで、地域だけがちょこっと変な形で残ってしまうというようなことが一番心配されるわけですし、これから新しい資料をどんどん提供して頂いてですね、実は住民の方もとまどいがありますし、それから職員の人に聞いても、実はあまりはっきりしていないという状況もありますので、こういう特別に開くと、報酬の問題がありますから、本会議を開いたあとでも結構ですから、どんどん新しい情報を提供してもらいたい。このように考えております。

議長（渡辺春雄） 事務局の方からどうですか、新しい提供。これ以上のもの出てくる可能性があるのですか。

飯田班長。

班長（飯田晴義） この法案につきましては、5月19日にですね、参議院を通りまして可決されたということですし、私ども衆議院・参議院の総務委員会の議事録なんかを見ているんですけども、なかなか、これといった、新たに出していく情報というのは見い出せないというような状況であります。

ただ、今後、法律が可決されましたので、法律の公布はいつになるか分かりませんが、公布後において、総務省あたりからですね、資料が出てくる可能性もありますので、その辺はなるべくですね、私ども、総務省からの情報、あるいは他の協議会における協議状況などを参考にしまして、出せるものは、どしどし提供をさせて頂きたいというふうに思っています。

議長（渡辺春雄） ほかに。

江本委員。

委員（江本信吉） 今、忠類の帰山委員さんがおっしゃられたように、やっぱり地域が寂れないような観点から、こういう地域自治組織ね、できたと思うんですよ。

合併特例については、5年が10年に変更されたというようなことで、ちょっと期待はずれだったんですが、『一般自治区』、『合併自治区』ですか、これもおおむね、失礼、『地域審議会型』と『合併自治区』については、おおむね10年程度となっていますけど、これは建設計画の年度とあわせて、そういった整合性をとるために10年程度ということで、年限についてはこだわらないというようなことで、今後の協議で15年とか、そういったことも可能だというふうに思っているんで、やはり幕別、忠類、更別の間、これは距離的にそれぞれ本町に行くまでには、だいたい40分から1時間ぐらいかかるよと。

そしてあくまでも、やっぱり地域が疲弊しないようなための総合支所の事務所の役割機能、それと、あとは人員の配置ですね。これをやはり、関連してくると思うのですよね。

だから、当然そこに行政改革も、交付税が15年たったら、一応、幕別の人口ぐらゐの交付税に減額されると。そういうことになれば当然、やっぱり地域が均衡ある発展をするためには、本庁もやっぱり同じ人数と総合支所と同じようなあれをや

って頂いてですね、やはり地域が寂れないように十分配慮して頂きたいと。

そういったことを観点に、今後、地域自治組織のあり方についてですね、それぞれ地域で提案して行って、早急に確立していく必要があるのではなからうかと、そういうふうに思います。

その辺ちょっと、スケジュール的によろしくお願ひしたいと思います。

議長（渡辺春雄） スケジュール的に、どんなことになるのでしょうか。

飯田班長。

班長（飯田晴義） 本委員会、小委員会に付託されている案件につきましては、『地域審議会の取扱い』、それと『住民自治充実のための取扱い』、さらには『事務組織及び機構の取扱い』というふうに、合併協定項目で申し上げますと、三つの協定項目が付託されているということでございます。

その中の、今、『事務組織及び機構の取扱い』に関する部分というふうに思われますけれども、これにつきましては、総務専門部会が担当になりまして、そちらの部会でこれから協議をしていくという段階にあります。

今の予定としましては6月末を目標にですね、本庁及び総合支所におけます機能と申しますか、業務内容、さらにはそこに配置される部・課の内容ですね、それと実員数と申しますか、そのくらいまでは、6月末までをめどに素案を出して頂きたいというふうに、今、言っておりますので、おそらく7月に入りましてですね、それを一つのたたき台と致しまして、小委員会の方で検討して頂けるのではなからうかというふうに思っております。

以上です。

議長（渡辺春雄） ほかに。

森委員さん。

委員（森徹） お聞きしたいんですが、2枚目の紙の5パターンに分かれている権限の中で、まず、大きく分けて上二つの部分で、書いてあるニュアンスは同じような感じが、まず、します。ちょっと文面が違うので、こちらの違いを分かりやすく説明して頂きたいというのと、下に、地域協議会と『合併自治区』の地域協議会ですと、この項目の細かく分けた 、 、 で、事務に関する事項で、最後の二つめで、施策に関する重要事項うんぬんという部分があるんですが、こちらも例えば、一つ目の地域住民会議でいいますと、地域の振興に関する事項とかという、地域の振興という言葉があるんですが、今、言いました地域協議会ではそういうのがなくて、重要事項と、あと、それぞれの事務に関する事項に意見を言えるという言い回しと申しますか、文面になっていきますので、その点の、私はちょっと、この四つがはっきり、だいたい同じニュアンスを言っていて文面がちょっと違うだけなのか、ニュアンス的には同じことを言わんとしているのか、ちょっと権限の区別を分かりやすく、はっきり分けて説明して頂きたいんですけど。

議長（渡辺春雄） 飯田班長。

班長（飯田晴義） 先ほどの説明で、若干、その辺のところを触れなかつたものですから、非常に誤解があったのかなというふうに思いますけども、少なくとも地域審議会、2番目の地域審議会から合併自治区の地域協議会、さらには合併特例区協議会。これらにつきましては、法律の定めがございますことから、法律上の権限で、ここは記載をさせて頂きました。

そんなことですね、一番上は法律上の規定がございませんので、考えられる権限といえますか、機能を私どもの方でまとめさせて頂いたということで、そこに大きな違いがあるかなと思いますけれども、ニュアンス的にはですね、ほとんど同じである、考えられる機能・権限というものは、いずれの場合もさほど変わらない。

ただ、一番下の合併特例区協議会におきましては、この権限欄にはございませんけれども、予算の同意でありますとか、合併特例区規則の同意権も持っておりますので、そういう議会らしき権限も持っているという点では大きく違うのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（渡辺春雄） ほかにありませんか。

江本委員。

委員（江本信吉） 今の分かりましたけれども、あと先進事例ですね、この3町村みたいな、幕別が人口が2万5,000、更別と忠類をあわせて5,000というような地域で、こういった地域自治組織のあり方についてですね、そういう先進事例ですか、そういうのをある程度、情動的に合併事務局ですね、ある程度、調べて出していきたいというふうに思うわけでございます。

その辺について、どうでしょうか。

議長（渡辺春雄） 飯田班長。

班長（飯田晴義） 地域自治組織につきましては、今回、3月9日に提案されました法律に基づく制度というようなことで、非常に各協議会とも取り組みが遅いというような状況にあります。

ただ、人口規模は同じではありませんけれども、島根県ですか、これは人口規模7万人くらいあるかと思えますけれども、そこではかなり以前からですね、地制調の答申を踏まえて検討がなされていると。浜田那賀方式はまたなという、そういう方式も出されておりますので、その辺は必要に応じてですね、参考資料として配付させて頂きたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡辺春雄） ほかに。

それでは、ご意見もご質問も、この程度かと思えますので、ほかに質問がなければ、次に移らせて頂きますけど、よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(渡辺春雄) それでは、「総合支所を基本とした地自組織の選択肢について」は、この辺で止めさせていただきます。

[3町村の現在の自治組織の検討状況について]

議長(渡辺春雄) 本日の案件は以上ですが、この際ですから、3町村の現在の自治組織の検討状況について、ご意見を伺いたいと思いますので、今、現況を報告して頂きたいと思います。

まず、幕別町の方から、ひとつお願いしたいなと思います。

委員(西尾治) 議会の特別委員会等で、法律改正に基づく内容については、既に説明は終えております。

具体的にですね、いつまでの日程に、それぞれの町村の考え方をお示しするのだというようなことが委員会の方で、まだはっきりお示しできなかったものですから、うちの方では、今のところ説明段階で止めているという状況であります。

ですから、各町村の考え方を次回以降の小委員会の中で、一定の結論を持ってくるといような状況になれば、また、そこで具体的なお話し合いをさせて頂ければと思っておりますので、説明までということで、ご理解を頂ければというふうに思います。

議長(渡辺春雄) 更別村。

委員(江本信吉) 更別の場合は、合併事務局で作られた『合併特例区』、それから『地域自治区』の二つのパターンの違いですか、これを議会調査特別委員会とか、庁内の合併対策会議、それから住民検討会議の3者に、一応、示しております。

あと、今後、法律も参議院を通りましたので、具体的な、うちの地域で一番相応しいというか、いろいろな全国の事例も参考にしながら、早急に今、庁内合併対策会議あたりでフレームづくりをしてやっていきたいと、そういった状況です。

議長(渡辺春雄) 忠類村。

委員(邊見敏夫) うちですね、まだ特別委員会には、まだ報告はしておりません。

ただ、役場の庁舎内で、過日、管理職会議を開いた中ではですね、担当の方からこの内容については全部説明をして、意見を徴したということが現状です。

すみません、何か特別委員会の方には報告をしてあるそうです。大変、申し訳ございません。

議長(渡辺春雄) 各町村から現況報告がございましたけれども、ほかの委員さんからご質問がございましたら。

ちょっと私の方からなんですけども、今、現況を聞きますと、お互いにまだ一歩進めないという状況にあるのかなと思います。

先ほど、協議会の中でも、これからの日程の話がございましたけれども、7月の

後半にかけては各町村が住民説明に入りたいという予定でございますのでね、この地域自治組織の分についても、7月上旬ぐらいにはやっぱり協議会に上げるような日程で進めたいなと思っているんですよ。

先ほど、協議会の中で、自治組織の中で、総合支所の機能とか分担、それから職員数のこと、この分野まで小委員会に付託というお話しでございますので、結構、これから日程の中で厳しい日程になるかと思うんですけども、そういうことを踏まえて各町村で、即、議論に入って頂きたいという考えなんですけども、どうでしょうかね、皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。

委員（西尾治） 幕別町なんですけども、先ほど来、<sup>らい</sup>帰山委員、江本委員の方から言われていますように、多分、本庁と総合支所の感覚の中で、だいぶん幕別の受け止め方は違っているんだろうと思います。

それで、特に地域自治組織の関係につきましては、更別さん、忠類さんのお考え方を、ある程度、幕別町としては、お聞きをする中で、できる限り、今、議会の中でも議論になっているのは、先ほど帰山委員が言われますように、いつまでも一つの町としての意識形成ができないような形は困るのかなというご意見を頂いておりますのでね、幕別としては、今、委員長が言われますように、一定の期間までに結論を出せということであれば、ある程度のことは可能なのかなという思いでありますんで、これは早くても、どんどん進めて頂いても結構なのかなというふうには思っております。

議長（渡辺春雄） 地域自治組織、一番悩みの種は、固有名詞を出しては悪いんですけど、忠類と更別だと思うんです。

この辺、やっぱり、きちっと住民説明できるような段階にして、住民説明に入らないと、やはり合併の理解というのは、私は得られないのではないかなと思うんです。

そういう分野からすれば、これからハードスケジュールになるかもしれないけども、先ほど帰山さんが言われたように、小委員会の数を少し増やししながら、審議をしていかなければならないのではないかなと思っているんですけども。

いずれにしても、正副委員長会議を今日やろうと思っていたんですけども、杉坂委員が今日欠席ですので、今日はこのあと、そういう会議はちょっと延期させて頂きますけども、いずれにしても、住民説明に入れる7月の下旬までには、お互いに方向性を出したいということで、それぞれ積極的に各町村で議論を進めて頂きたいなと思っておりますので、この辺については、異論はございませんかね。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、これからの日程ですね、そういう日程で進めたいと思いますので、事務局と相談しながら、<sup>きゅうきよ</sup>急遽、委員会ということもあり得ることを前提に置いて、各町村でその件について議論を進めて頂くことをお願い申し上げます。

それでは、これからそういう各論に入っただの議論をひとつ、各自治体で進めて頂

くことをお願い申し上げましてですね、本小委員会はこれで終了させていただきます。  
大変、ご苦労さまでございました。

[次回の日程]

議長（渡辺春雄） 失礼しました。

次回の小委員会の日程ですけども、6月2日、水曜日、午前10時から忠類村に  
予定致しております。

そこで、できますことなら、各町村において、先ほど申し上げましたですね、地  
域審議会の検討審議をですね、考えて頂きたいと思います。

なお、会議の開催案内については、後日、文書を持って配布させていただきますので、  
よろしくお願い致します。

[閉会]

議長（渡辺春雄） これでは本日の日程は、全部これで終了致しましたけれども、小委  
員会の規程第9条の規定により、6月25日に開催予定の第6回協議会に、私から、  
この分について報告させていただきますので、ご了解を頂きたいと思います。

第2回地域自治組織等小委員会を、これにて、閉会させていただきます。

大変ご苦労さんでございました。

11:40 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証す  
るため、ここに署名する。

平成16年6月2日

議長（委員長）

渡 辺 春 雄

署 名 委 員

多 田 順 一

署 名 委 員

吉 村 学